

ワクチン接種について

～ 追加接種（3回目接種）について ～



新型コロナウイルスワクチンを2回接種された方のワクチンの有効性等が時間の経過とともに低下することが報告されたため、2回目接種から概ね8か月以上が経過した人に、1回の追加接種を実施します。

1. 伯耆町のワクチン接種について

伯耆町では、下記のとおり集団接種会場でのワクチン接種を実施します。（原則、個別接種はありません。）

| | |
|------|---------------|
| 実施時期 | 令和4年2月から |
| 実施場所 | 伯耆町農村環境改善センター |

※詳しくは、広報紙、伯耆町ホームページ等でお知らせする予定です。

2. 接種券の郵送について

2回目の接種が完了されて概ね8か月以上が経過した方に、順に接種券を発送します。

| 2回目接種完了時期 | 接種券の発送時期 | 町集団接種会場での接種予定時期 |
|-----------|----------|-----------------|
| 令和3年2～4月 | 令和3年11月 | — |
| 令和3年5月 | 令和4年1月 | 令和4年2月 |
| 令和3年6月 | 令和4年2月 | 令和4年3月 |

3. 医療従事者のみなさまへ

- ① 医療従事者のみなさんは、従事されている医療機関等での接種をお願いします。
- ② 伯耆町では、令和3年12月及び令和4年1月は、集団接種会場を設置しません。
- ③ 医療従事者の方で、従事されている医療機関等で接種ができない場合は、健康対策課（電話 0859-68-5536）にお早めにご相談ください。

◎ 特に追加接種をおすすめする方

- ・高齢者、基礎疾患を有する方などの「**重症化リスクが高い方**」
- ・重症化リスクが高い方の関係者・介助者（介護従事者など）などの「**重症化リスクが高い方との接触が多い方**」
- ・医療従事者などの「**職業上の理由などによりウイルス曝露リスクが高い方**」

◎ 住民票がある場所（住所地） 以外での接種について

- ・入院・入所中の医療機関や施設でワクチンを受ける方 → **医療機関や施設でご相談ください。**
- ・基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受ける方 → **医療機関でご相談ください。**
- ・お住まいが住所地と異なる方 → **実際にお住まいの地域でワクチンを受けられる場合があります。**
実際にお住まいの市町村ホームページでご確認いただくか、相談窓口にお問い合わせください。

◎ ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎ 予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。
申請に必要となる手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

◎ ワクチンを受けた後も、マスクの着用など、感染予防対策の継続をお願いします。

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果が確認されていますが、その効果は100%ではありません。また、ウイルスの変異による影響もあります。
このため、皆さまに感染予防対策を継続していただくようお願いいたします。具体的には、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。

感染予防対策
を継続して
いただくよう
お願いします。



密集場所



密接場面



密閉空間

「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避



マスクの着用



石けんによる
手洗い



手指消毒用アルコール
による消毒の励行

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。



伯耆町でのワクチン接種、接種券の発送状況等の情報は「伯耆町ホームページ」をご覧ください。



お問い合わせ先

伯耆町役場 健康対策課

電話:0859-68-5536

Mail:kenkouzoushin@houki-town.jp